

## 平成28年度長崎県介護保険審査会（全体会）結果

1. 日 時 平成28年5月31日（火曜日） 14:00～15:20

2. 場 所 出島交流会館11階A・B会議室

3. 出席者 別紙1「長崎県介護保険審査会委員名簿」のとおり

4. 議 題

(1) 事務局報告

- ・ 長崎県における高齢化及び介護保険の現状について
- ・ 長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画について
- ・ 介護保険審査会の概要について
- ・ 介護保険審査会の実施状況について

(2) 議案審議

介護保険審査会合議体の構成について

(3) 質疑応答・意見交換

5. 会議結果 別紙2「平成28年度長崎県介護保険審査会（全体会）議事録」のとおり

# 長崎県介護保険審査会委員名簿

別紙 1

(任期：平成28年4月1日～平成31年3月31日迄)

区 分	委 員 名	出欠	職 名 等
1.被保険者を代表する委員 (3人)	(せんば みきよ) 千馬 ミキヨ	出	公募
	(いわむら てつお) 岩村 徹雄	出	公募
	(にしやま ともこ) 西山 智子	出	長崎県地域婦人団体連絡協議会会長
2.市町村を代表する委員 (3人)	(みつい としひろ) 三井 敏弘	出	長崎市福祉部長
	(いしばし なおこ) 石橋 直子	欠	諫早市健康福祉部長
	(たにもと けいすけ) 谷本 圭介	出	長与町健康保険部長
3.公益を代表する委員 (18人) 6合議体	法曹関係者等(6人)		
	(おかだ ゆういちろう) 岡田 雄一郎	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)
	(きたづめ ひろあき) 北爪 宏明	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)
	(おおにし としつぐ) 大西 敏嗣	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)
	(いのうえ えり) 井上 恵梨	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)
	(ひぐち ゆきこ) 樋口 由紀子	出	弁護士(長崎県弁護士会所属)
	(いげや かずこ) 池谷 和子	出	長崎大学准教授(法律)
	保健・医療関係者(6人)		
	(たかはら あきら) 高原 晶	出	長崎県医師会副会長
	(あまもと しゅんた) 天本 俊太	出	長崎県医師会常任理事
	(なかたに あきら) 中谷 晃	出	医師(長崎市医師会理事)
	(かわぐち ゆきよし) 川口 幸義	出	医師(障害者支援施設 にじいる診療所所長)
	(こばやし としこ) 小林 敏子	出	長崎県看護協会在宅支援事業部
	(かわぐち あさこ) 河口 朝子	出	長崎県立大学教授
	福祉関係者(6人)		
	(わたなべ ひさえ) 渡邊 久江	出	長崎県民生委員児童委員協議会委員
	(ふじわら けいいち) 藤原 敬一	出	長崎県社会福祉協議会専務理事
	(はらだ なつこ) 原田 奈津子	出	長崎国際大学准教授(福祉)
(やまだ さちこ) 山田 幸子	出	長崎純心大学教授(福祉)	
(いのうえ みよこ) 井上 美代子	欠	長崎短期大学准教授(福祉)	
(ひろた えつこ) 廣田 悦子	出	長崎ウエスレヤン大学教授(福祉)	

## 平成 28 年度長崎県介護保険審査会（全体会）議事録

日 時：平成 28 年 5 月 31 日（火）

14：00～15：20

場 所：出島交流会館 1 1 階 A・B 会議室

### 1. 開 会

委嘱状交付式

長寿社会課長挨拶

会議成立報告（事務局）

出席委員 22 名で委員総数 24 名の過半数に達しており、長崎県介護保険審査会運営規程（以下「運営規程」という。）第 4 条第 2 項により会議が成立することを報告。

なお、石橋委員、井上委員の 2 名が欠席。

職員紹介（事務局）

会長の選任

高原委員を会長に選任。

会長代行の選任

岡田委員、山田委員を会長代行に選任。

### 2. 議 事

議事録署名委員の指名

運営規程第 2 1 条により、議長が小林委員、北爪委員の 2 名を指名。

事務局より

日程・議事の説明

事務局報告

< 以下、4 項目について事務局説明 >

「長崎県における高齢化及び介護保険の現状について」 （資料 2）

「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画について」 （資料 2）

「介護保険審査会の概要について」 （資料 2）

「介護保険審査会の実施状況について」 （資料 2）

議案審議

第 1 号議案「介護保険審査会合議体の構成について」 （資料 1）

（事務局より議案説明）

(議長)

ただいまの説明に関しまして、質問・ご意見等はありませんでしょうか？

それではご意見無いようでしたらお諮りします。

第1号議案「介護保険審査会合議体の構成について」は、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは第1号議案「介護保険審査会合議体の構成について」は承認いただいたものといたします。以上で議案の審議を終了します。

### 3. 意見交換

委員： 不服審査請求について、平成18、20、22年の件数が多いがその理由は、27年度は改正が行われているが、28年度に件数が増えるというのは考えられるのか。

事務局： 平成18、20年については、制度の大規模な改正(予防給付、保険料徴収方法見直し等)が行われており、その影響だと考えられる。  
平成22年度の件数増につながると思われる制度改正等については確認する。(確認の結果、平成21年度に要介護認定の調査方法の見直しがあり、そのために審査請求の増となった影響が考えられる。)

議長： 県では地域医療構想を検討しているが、地域包括ケアについて県の指導は。

事務局： 地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町の代表のほか、医師会、薬剤師会などの関係団体で組織された、構築支援委員会を立ち上げて年に2回程度、市町への支援策について協議を行っている。

委員： 平成28年度末までに多くの市町において地域支援事業が総合支援事業に移行することとなるが、平成18年度のような不服審査請求件数の増というのが想定されるのではないか。

事務局： 本件の移行については、各市町がそれぞれの地域の実状に応じて対応することとしており、平成18年当時と同様の混乱はないものと考えている。

委員： 介護職員の人材の需給見通しについて、充足するのか、また推計の根拠は。

事務局：平成27年3月に全国統一の方法で人材需給の推計を出している。今後の供給を加味しても1,600名程度の介護職員の不足が見込まれている。

そのため、人材確保については、地域医療介護総合確保基金により平成28年度では164,000千円の事業を予定しており、関係機関や市町と連携を深めて取り組んでいるところである。

推計の方法としては、平成24年度の介護職員の配置状況を基準に、平成37年においてどれくらいの介護サービス量を見込んでいるのかということをもとに試算しており、約32,000人が必要ということになっている。

議長：地域医療介護総合確保基金の今年度の事業内容について教えていただきたい。

事務局：事業については、「参入促進」「環境整備」(職場環境、賃金等)「資質の向上」(研修等)の三つの柱で展開。

議長：それでは、他にご意見等も無いようですので、審査会はこれで終了といたします。進行を事務局へお返しします。

事務局：高原会長ありがとうございました。

以上をもちまして、長崎県介護保険審査会全体会を終了したいと思います。

4.閉会(15:20)